

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が当事者である和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和5年10月18日、午前8時頃、君津市三直1440番3地先で発生した車両損傷事故。 市道にはみ出した木の枝に走行していた相手方所有の軽乗用車の前面の窓ガラスが当たり、損害が生じたもの。
和解の相手方	個人（木更津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、77,705円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和5年12月28日

令和6年2月15日提出

君津市長 石井宏子